

精神保健福祉援助実習B		単位数	履修方法(授業形態)	配当学年
2単位		実習		4年
科目コード	CX5909	担当教員	阿部 正孝／志村 祐子／ 大和田 誠子／八巻 幹夫ほか	

※平成24年度以降入学者に対して開設されている科目です。平成23年度以前に入学した方、福祉心理学科の方は履修することはできません。

※社会福祉援助技術実習との同一年度受講はできません。

※今後の実習受け入れ状況などにより、ここに記載の内容を変更する場合があります。詳しくは『With』等でご案内します。

※実習免除者は受講不要です。

■実習の内容

精神科医療機関における精神保健福祉援助実習を通して、患者への個別支援を経験しながら、実習先医療機関の実情に応じて下記の内容に関する知識と技術を体得します。

- ①入院時又は急性期の患者およびその家族への相談援助。
- ②退院又は地域移行・地域支援に向けた、患者およびその家族への相談援助。
- ③多職種や病院外の関係機関との連携を通じた援助。
- ④治療中の患者およびその家族への相談援助。
- ⑤日常生活や社会生活上の問題に関する、患者およびその家族への相談援助。
- ⑥地域の精神科病院や関係機関との連携を通じた援助。

■科目の内容

本科目は、精神保健福祉士資格取得のために規定された実習のうち、医療機関実習（12日間以上かつ90時間以上）にあたります。

「精保実習A」（福祉施設実習）における学びを踏まえ、学生自身が、専門職である援助者として、ふさわしい人材であるかどうかを見つめていただくことが重要となります。そのための事前学習は重要な意味を持ちます。大学から与えられた課題のみではなく、生活経験、業務実績を通して得てきた中で見つけた課題をさらに深め、確認していくよう、学生自身が、積極的に学ぶ姿勢が必要です。実習を通して、精神保健福祉士としての価値や倫理、技術を十分に自分のものとしていくことが望まれます。

■到達目標

精神科医療機関における現場実習を通じて下記1)～6)について理解できるようになる。

- 1) 入院時又は急性期の患者及びその家族への相談援助。
- 2) 退院又は地域移行・地域支援に向けた、患者及びその家族への相談援助。
- 3) 多職種や病院外の関係機関との連携を通じた援助。

- 4) 治療中の患者及びその家族への相談援助。
- 5) 日常生活や社会生活上の問題に関する、患者及びその家族への相談援助。
- 6) 地域の精神科病院や関係機関との連携を通じた援助。

■教科書（「■精保実習指導A・B」「■精保実習A」と共通）

- 1) 新版精神保健福祉士養成セミナー編集委員会『改訂新版 精神保健福祉士養成セミナー8 精神保健福祉援助実習指導・現場実習』へるす出版、2013年
- 2) 『精神保健福祉援助実習A・B 課題ノート』東北福祉大学（「精保演習B・C」履修者に配付）

（最近の教科書変更時期） 2014年4月

※1) は「■精保実習指導A」で配本のため、この科目での教科書配本はありません。

■履修登録条件

この科目は「■精保演習A・B」「■精保実習指導A」「■精保実習A」をすでに履修登録済みで、「■精保演習C」と「■精保実習指導B」を同時に履修登録する方のみが履修登録できます。

※その他、履修の前提科目は『学習の手引き』3章をご参照ください。

■実習期間

4年次の7月1日～12月25日 12日間かつ90時間

下記の例のとおり、実習は実習先の休業日に従い原則連続を基本とします（分割による実習は不可）。

（例1）土日が休みの実習（週5日の2週間と2日）

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火

※ p.239実習期間の注意事項参照。

■学習を進めるにあたっての注意事項

実習受講にあたり、「精保実習A」（福祉施設実習）の精保実習A事後指導（「精保演習B-2」「精保実習指導A-2」「帰校指導」）受講時に「精保実習B」受講希望者を対象に「精保実習B選考試験」をそれぞれ実施します。実習受講には選考試験に合格する必要があります。

また前項「実習受講の流れ」にある各条件を満たすためには、年間のスクーリング開講予定や科目修了試験の開催日程、自身の学習時間の確保を含む「学習計画」が必須となります。各条件を満たすために指定科目のレポートを「いつまでに作成するか」等、計画的に学習を進めてください。

■精保実習B申込について

「精保実習B希望届」に基づき実習受入依頼調整を行います。「精保実習A」受講の翌年度以降に実習受講を希望する方は、『With』9月号巻末のエントリー用紙にて様式をお取り寄せのうえ10月末必着で「精保実習B」（医療機関実習）の受講申込を行ってください。実習希望先は、第1～3希望まで記

入してください。実習希望先については本学ホームページに掲載されている「実習契約先一覧」の医療機関、または自宅から無理なく通える範囲にある医療機関を次項の「実習先施設」を参考に記入してください（「実習契約先一覧」一覧がない場合でも、依頼に際して新たに契約を結ぶことも可能です）。

実習先には指導者として精神保健福祉士が確保されている必要があります（確認は依頼の際に大学で行いますので希望申込の時点で学生が直接確認する必要はありません）。

なお実習は基本的に大学で実習先を指定する「配属実習」となります。必ずしも希望通りに依頼されない場合があることを予めご了承ください。

■実習先施設

『学習の手引き 2012-2016年度版』3章V-5「実習先として認められる施設・事業の種別」参照。

■実習費

「精保実習B」(医療機関実習) 75,000円

実習費は所定の時期に一括請求されます。

■参考図書

- 1) 日本精神保健福祉士養成校協会編『新・精神保健福祉士養成講座8 精神保健福祉援助演習（基礎・専門）』中央法規出版、2012年
- 2) 日本精神保健福祉士養成校協会編『新・精神保健福祉士養成講座9 精神保健福祉援助実習指導・実習』中央法規出版、2012年

■「麻疹（はしか）」「インフルエンザ」などの感染症対策

「精保実習A」と同様です。「インフルエンザ」の対策については、『レポート課題集D（特別支援編）』に記載の事項を読んで、念入りに行うようにしてください。